

薬局における
麻薬及び向精神薬、覚せい剤原料取扱マニュアル

奈良県薬務課

目次

I, 麻薬関係

各種申請・届出の手続一覧表	1
第1 免許・届出	2
第2 譲受け・譲渡し	3
第3 保管・管理	5
第4 麻薬処方箋の受付	5
第5 記録	6
第6 廃棄	8
第7 事故届	8
第8 年間報告	9
第9 携帯輸出入	9
第10 問い合わせ先	9

II, 向精神薬関係

第1 向精神薬小売業者の免許	10
第2 譲受け・譲渡し	10
第3 不備又は不審な処方箋の取扱い	10
第4 保管	10
第5 廃棄	11
第6 事故	11
第7 記録	11
第8 その他注意事項	11

III, 覚せい剤原料関係

第1 医薬品である覚せい剤原料	13
第2 譲受け・譲渡し	13
第3 使用	14
第4 保管	15
第5 管理	15
第6 記録	15
第7 廃棄届	16
第8 事故届	16
第9 業務廃止等	16

<u>麻薬・向精神薬・覚せい剤原料の取扱い比較表</u>	18
------------------------------	----

各種申請・届出の手続き一覧表

平成29年3月現在

事 例		提出書類の名称	手数料	備 考	関係条文
免 許 証 関 係	麻薬を取扱いたいとき	麻薬取扱者免許申請書	3900円		麻向法 3条
	免許証の記載事項に変更が生じたとき	麻薬取扱者免許証記載事項変更届		15日以内に提出	麻向法 9条
	免許証を紛失・き損等したとき	麻薬取扱者免許証再交付申請書	2700円	15日以内に提出	麻向法 10条
	有効期間中 麻薬に関する業務を廃止したとき(移転・閉鎖・開設者変更等)	麻薬取扱者業務廃止届		15日以内に提出	麻向法 7条
	・有効期間満了したとき ・紛失した免許証を発見したとき	麻薬取扱者免許証返納届		15日以内に提出	麻向法 8条 麻向法 10条 第2項
所 有 麻	麻薬業務所でなくなったとき(移転・閉鎖・開設者変更等) ※麻薬取扱者業務廃止届提出時に必要となります	麻薬所有量届		15日以内に提出	麻向法 36条
	麻薬業務所でなくなり、所有している麻薬を譲渡するとき	麻薬譲渡届		・廃止した日から50日以内に譲渡 ・譲り渡した日から15日以内に届出	麻向法 36条
薬 関 係	麻薬処方箋により交付された麻薬を、患者の死亡等により譲り受けた(返却された)とき	調剤済麻薬廃棄届		廃棄した日から30日以内に届出	麻向法 35条 第2項
	破損、盗取、所在不明等の事故が発生したとき	麻薬事故届		速やかに届出	麻向法 35条
	不良、不要、破損等に伴う残麻薬等の処理	麻薬廃棄届		その都度あらかじめ届出	麻向法 29条
報 告 関 係		麻薬年間報告書		毎年11月30日までに届出	麻向法 47～ 麻向法 49条

※手数料は奈良県収入証紙

I, 麻薬関係

第1 免許・届出

1 麻薬小売業者

奈良県知事より免許を受けて、麻薬施用者が発行した麻薬を記載した処方箋（以下「麻薬処方箋」という。）に基づき調剤した麻薬を譲り渡すことを業とする者です。

なお、この免許については医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定による薬局開設の許可を受けている者でなければなりません。

麻薬施用者：奈良県知事の免許を受けて、疾病治療の目的で患者等に麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬処方箋を交付する者です。

●免許申請（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第3条）

麻薬小売業者の免許申請を行う際には次の書類が必要です。

- ① 麻薬小売業者の免許申請書（第1号様式）
- ② 精神の機能に障害のない旨、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者でない旨の診断書（参考様式第1号）（3ヶ月以内のもので、法人の場合は麻薬業務を行う役員全員）
- ③ 麻薬保管庫の概要（参考様式）、調剤室全体の平面図、麻薬保管庫の立体図
- ④ 薬局開設許可証の写し
- ⑤ 麻薬関係業務を行う役員を明示する組織規定図又は業務分掌表
但し、代表者の記名押印により事実と相違ない旨の証明を付すこと。
- ⑥ 登記事項証明書（6ヶ月以内のもの）
（⑤、⑥は法人の場合のみ必要）

*免許申請時に手数料（奈良県収入証紙）が必要です。

2 免許の有効期間等（法第4条、法第5条）

免許の有効期間は、免許を受けた日から翌々年の12月31日までです。

また、免許証を他人に譲り渡し、又は貸与することは出来ません。

新しく免許を受けなければ有効期間の満了後は、麻薬の取扱いができなくなり、不法所持になることもありますので注意してください。

3 業務廃止等の届出（法第7条、法第36条）

麻薬小売業者の開設者（開設者が死亡・解散した場合は相続人等届出義務者）は、免許の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止（薬局移転・閉鎖・開設者変更等）したときは、15日以内に「麻薬取扱者業務廃止届」（第3号様式）により、奈良県知事に麻薬取扱者免許証を添えて、その旨を届け出なければなりません。

なお、業務廃止時点における、麻薬の所有量を「麻薬所有量届」（参考様式第2号）により奈良県知事に届け出なければなりません。「7 麻薬所有量届」、「8 麻薬譲渡届」の項を参照してください。

4 免許証の返納（法第8条）

免許の有効期限が満了し、又は法第51条の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に「麻薬取扱者免許証返納届」（第4号様式）により、奈良県知事に麻薬取扱者免許証を返納しなければなりません。

5 免許証の記載事項変更届（法第9条）

免許証の記載事項に変更が生じたときは、免許証を書き換える必要がありますので、15日以内に「麻薬取扱者免許証記載事項変更届」（第5号様式）により、医薬品医療機器等法に基づき提出した薬局の変更届の写し（受付印の押されたもの）を麻薬小売業者免許証に添えて、奈良県知事に届け出なければなりません。

なお、この手続きには手数料（奈良県収入証紙）は必要ありません。

*業務所（薬局）を移転、開設者の変更（個人⇒法人、親⇒子等）の場合には、業務を廃止し、新たに免許を取得する必要があります。（法第7条）

*市町村の合併や分割などに伴う住所の変更については、届は必要ありません。

6 免許証の再交付（法第10条）

免許証をき損し、又は亡失したときは、その事由を記載し、15日以内に「麻薬取扱者免許証再交付申請書」（第6号様式）を奈良県知事に免許証の再交付を申請しなければなりません。免許証の再交付を受けた後で紛失した免許証を発見したときは、15日以内に「麻薬取扱者免許証返納届」により、発見した免許証を返納してください。

なお、この手続きには手数料（奈良県収入証紙）が必要です。

*き損の場合には、その免許証を添付してください。

7 麻薬所有量届（法第36条第1項）

麻薬小売業者の開設者は、その薬局が麻薬業務所でなくなったときは、その廃止時点で所有している麻薬の品名、数量を15日以内に「麻薬所有量届」（参考様式第2号）により、奈良県知事に届け出なければなりません。

*麻薬所有量届は、業務廃止時に麻薬の在庫がなかった場合も提出してください。

8 麻薬譲渡届（法第36条第3項）

麻薬小売業者の開設者（死亡したときは相続人等届出義務者）は、「7 麻薬所有量届」提出の場合、所有している麻薬を50日以内に限って、奈良県内の麻薬営業者（麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者をいう。）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

この場合は、譲り渡した麻薬の品名、数量、譲渡年月日及び譲受人の氏名又は名称並びに住所を譲り渡した日から15日以内に「麻薬譲渡届」（参考様式第3号）により、奈良県知事に届け出なければなりません。

なお、この届出には、添付書類として譲渡証、譲受証の写しが必要になります。

*50日以内に譲渡できない場合は、その期間内に奈良県知事に麻薬廃棄届の提出を行い、奈良県業務課職員立ち会いの下に廃棄しなければなりません。（◇第6 廃棄の項参照）

*麻薬の所有量がなければ、この届出は必要ありません。

*譲渡する場合は、麻薬譲渡証・麻薬譲受証を用いたうえで行わなければなりません。

*業務廃止、法人の解散等の際に所有している麻薬を譲渡する場合にも、この届出は必要です。

第2 譲受け・譲渡し

1 譲受け（法第26条、法第32条）

(1) 麻薬卸売業者からの譲受け

麻薬小売業者が麻薬を購入できる相手先は、奈良県内の麻薬卸売業者に限定されています。麻薬を譲り受ける（購入する）場合は、譲受人（麻薬業務所の開設者）が、麻薬譲受証（第16号様式）をあらかじめ譲渡人（麻薬卸売業者）に交付するか、あるいは譲渡人発行の麻薬譲渡証（第17号様式）と同時交換でなければ、麻薬を譲り受けることはできません

*麻薬譲受証は、麻薬小売業者の開設者の責任において作成してください。

*麻薬譲受証には、譲受人の氏名（法人にあっては、名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬小売業者の免許番号、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人にあっては、代表者印等の公印または麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚せい剤原料等の公印を除く。）を押印）してください。また、余白部分には、斜線を引くか「以下余白」と記載してください。

株式会社△△薬局
麻薬専用之印

麻薬専用印の例

株式会社〇〇薬局
麻薬・覚せい剤原料
専用之印

麻薬・覚せい剤原料を併用する印の例

*麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬譲渡証の記載内容に不備はないか、麻薬譲渡証の記載内容と現品に相違がないかも併せて確認してください。

※ 麻薬の譲渡・譲受の際、両者が立会いの下に破損等を発見した場合は、引き換えした麻薬譲受証と麻薬譲渡証を相互に返還してください。この場合は、麻薬卸売業者が「麻薬事故届」を提出することになります。

なお、譲渡譲受が完了した後に破損等を発見した場合は、譲受者側（麻薬業務所の開設者）が麻薬事故届を提出することになりますので、必ず検収を行うようにしてください。

*麻薬譲渡証は交付を受けた日から2年間保存してください。紛失した場合は、理由書等（き損した場合は、麻薬譲渡証を添付）を取引のあった麻薬卸売業者へ提出し、再交付を受けてください。なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、速やかに麻薬卸売業者に返納してください。

(2) 麻薬卸売業者以外からの譲受け

麻薬の交付を受けた患者、又は患者の死亡により家族等から残余麻薬の返却を受けた場合は、麻薬帳簿に記載のうえ、譲り受けた麻薬をその都度、若しくはある程度まとまった段階で他の従事者立会いの下麻薬を廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」（第19号様式）を提出してください。

2 譲渡し（法第24条、法第25条）

麻薬小売業者は、麻薬処方箋の交付を受けた者に対し、その処方箋により調剤された麻薬を交付する以外に麻薬を譲り渡すことはできません。また、譲渡譲受の完了した麻薬を麻薬卸売業者へ返品することもできません。

*次項の麻薬小売業者間譲渡許可（法第24条第12項）の規定に基づき、奈良県知事の許可を得た場合は、この限りではありません。しかし、薬局・病院・診療所等の間の貸し借りは絶対にしてはいけません。譲渡・譲受は違反となります。（同一開設者が開設する薬局間においても同様です。）

3 麻薬小売業者間譲渡許可（法第24条第12項第1号）

2以上の麻薬小売業者は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬の譲渡しの許可を申請することができます。

- ① いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること。
- ② いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること。なお、許可業者にあつては、麻薬施用者が発行する麻薬処方箋による調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄してください。

(1) 許可の申請

麻薬小売業者間譲渡許可の申請にあつては、次の事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可申請書（別記第10号の2様式）を、奈良県知事に共同で申請してください。

- | |
|--|
| ①申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地） |
| ②麻薬業務所の名称及び所在地 |
| ③期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間 |
| ④いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方箋により調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨 |

(2) 許可の有効期限

許可の有効期限は、許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可した場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までです。有効期間が満了したときに、許可は失効します。有効期間内においては、譲渡の回数に制限はありません。

(3) 許可の変更届

許可業者は、許可の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、又は許可業者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更が生じたときは、速やかに、その旨を記載した「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」（別記第10号の3様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、奈良県知事に共同して届け出なければなりません。

(4) 麻薬小売業者の追加

許可の有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、「3 麻薬小売業者間譲渡許可」①及び②に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、「麻薬小売業者間譲渡許可追加届」（別記第10号の4様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、当該許可業者以外の麻薬小売業者と共同で、奈良県知事に届け出てください。

(5) 許可書の再交付

許可業者は許可書をき損し、又は亡失したときは、速やかに、「麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書」（別紙様式6）により、その事由を記載し、かつ、き損した場合には当該許可書を添えて、奈良県知事に許可書の再交付を申請しなければなりません。

また、許可書の再交付を受けた後、亡失した許可書を発見したときは、その発見した許可書を速やかに奈良県知事に返還しなければなりません。

(6) 許可書の返納

許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受を行わない場合には、「麻薬小売業者間譲渡許可書返納届」（別紙様式7）により、奈良県知事に麻薬小売業者間譲渡許可書を共同して返納してください。

(7) 留意事項

- ① 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を、5年間保存してください。
- ② 本許可に基づく譲渡にあっては、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡が可能です。
- ③ 許可業者は、当該許可により他の許可業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方箋の写し及び譲受人が作成した譲受確認書の交付を受けた後、又はこれと引き換えに麻薬を交付し、同時に自らが作成した譲渡確認書を麻薬の譲受人へ交付してください。
- ④ 麻薬処方箋の写し及び譲渡確認書又は譲受確認書は、交付を受けた日から2年間保存してください。
- ⑤ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないでください（許可書を返納した場合を除く）。
- ⑥ 麻薬の交付は、事故の未然防止の観点から適切と考えられる場所で行ってください。
- ⑦ 麻薬の運搬は、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行ってください。麻薬卸売業者や配送業者が運搬することはできません。
- ⑧ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認してください。
- ⑨ 麻薬の受け渡し時まで破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、受け渡し後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。
- ⑩ 当該許可は麻薬譲渡の賃借ではなく、いわゆる零売を許可する措置です。
- ⑪ 譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方箋に基づく予製行為を行うことはできません。

第3 保管・管理

1 保管（法第34条）

麻薬は、その業務所内で麻薬以外の医薬品（覚せい剤原料等含む）と区別して、鍵のかかる堅固な設備（容易には持ち出せない重量金庫以外は、必ず固定すること）として麻薬専用金庫を設け、貯蔵しなければなりません。

* スチール製のロッカーや調剤棚の引き出しに施錠したり、向精神薬保管庫を麻薬保管庫代わりにして保管することは認められません。

* 麻薬保管庫には、麻薬以外のもの（麻薬管理簿等）を保管してはいけません。

* 麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫に付けたままにしないように注意してください。

* 定期的に帳簿残高と在庫現品とを照合し、在庫の確認を行ってください。

2 管理

麻薬小売業者は、その業務所における麻薬の譲受け、保管、交付等の管理を、薬剤師である麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、若しくは管理薬剤師に行わせる必要があります。

第4 麻薬処方箋の受付（法第27条）

麻薬処方箋の記載事項

- ① 患者の氏名、年齢（又は生年月日）
- ② 住所
- ③ 麻薬の品名、分量、用法用量（投与日数も含む）
- ④ 処方箋の使用期間（有効期間）
- ⑤ 処方箋の発行年月日
- ⑥ 麻薬施用者の記名押印、又は署名
- ⑦ 麻薬施用者の免許番号
- ⑧ 麻薬施用者が処方を行った医療機関の名称及び所在地

* 麻薬処方箋は調剤済みとなった日から3年間保存してください。

* FAXにより送信された麻薬処方箋の内容に基づき、調製等を開始することができます。正式な麻薬処方箋を受領し、内容を確認してから交付してください。患者等が受け取りに来ない場合、調剤前の麻薬として再利用できます。また、液剤等で再利用できずに廃棄する場合は事前に麻薬廃棄届を奈良県知事に提出してください。

* 不備又は不審な処方箋等、疑義がある場合は処方箋を交付した医師等に疑義を確認した後でなければ、調剤出来ません。

* フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性型疼痛への処方の場合は、患者から麻薬処方箋と確認書の提示を受けてください。確認書が確認できない場合には、処方医が講習を修了した医師であることを確認したうえで調剤してください。帳簿の備考欄に慢性疼痛への払い出しである旨「**慢**」を明記してください。

*②患者の住所及び⑦麻薬施用者の免許番号については、一般の処方箋にはない項目ですので、麻薬処方箋を受け付ける場合は、必ず当該項目が記載されていることを確認してください。

第5 記録

麻薬帳簿の記載（法第38条）

麻薬小売業者は、麻薬業務所に帳簿を備え、麻薬の受払いについて次の事項を記載する必要があります。また、この帳簿は、最終記載の日から2年間保存してください。

- ① 譲り受けた麻薬の品名、数量、年月日及び製品番号
- ② 譲り渡した麻薬の品名、数量及びその年月日
(ただし、コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。)
- ③ 廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
- ④ 事故として届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日（備考欄に届出年月日も記載）
- ⑤ 再利用した麻薬の品名、数量及びその年月日

*帳簿の記載には、万年筆・サインペン・ボールペン等の字が消えないものを使用してください。帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を書き、訂正した箇所に訂正者（管理薬剤師等）の印を押してください。修正液等は使用しないでください。

*帳簿は品名、剤型、規格、濃度別に口座を設けて記載してください。例えば、麻薬の原末から10%散を予製した場合には、10%散の口座を新たに作成して記載してください。

*帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。なお、脱着式（ルーズリーフ等）帳簿を使用しても差し支えありません。また、帳簿は毎年更新する必要はありません。

*コンピュータを用いて帳簿を作成する場合は、帳簿に薬務課職員等の立会署名等を必要とする場合がありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1ヶ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。

*麻薬処方箋により調剤した患者の氏名を「備考欄」に記載してください。

*アヘンチンキ等の自然減量及び原末、倍散の秤量誤差については、薬剤師である麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、若しくは管理薬剤師が他の職員立会いの下に確認のうえ、帳簿にその旨を記載し、備考欄に署名又は記名押印してください。

*定期的に帳簿残高と在庫現品とを照合し、在庫の確認を行ってください。

*麻薬廃棄届を提出した場合は、提出した日付を備考欄に記載し、薬務課職員立会いの下に廃棄した後、残高から廃棄分の数量を減らします。

*帳簿の記載は、原則として譲受け又は譲渡しがあつた都度記載することが原則です。

- ① 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の受入年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。備考欄には、購入先の麻薬卸売業者の名称及び製品の製品番号を記載してください。
- ② 患者死亡等の理由により患者の家族等から返却された麻薬についても品名、数量、年月日を麻薬帳簿、若しくは補助簿を作成して記載してください。この場合、患者等の氏名を「備考欄」に記載してください。
- ③ 返却された麻薬を廃棄する場合は、その都度、若しくはある程度まとまった段階で他の従事者立会いの下に廃棄し、廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出してください。帳簿の「備考欄」に廃棄年月日、「調剤済麻薬廃棄届」の提出年月日及び廃棄の立会者の署名又は記名押印も併せて記載してください。

麻薬帳簿の記載例

<記載例1>

品名	モルヒネ硫酸塩徐放錠「〇〇〇」10mg				単位	錠
年月日	氏名	受入	払出	残高	備考	
H〇〇.10.1				20	前帳簿から繰り越し	
H〇〇.10.1	奈良 太郎		10	10		
H〇〇.10.2	△△薬局から譲受	10		20	※1	
H〇〇.10.2	薬務 花子		20	0		
H〇〇.10.3		100		100	〇〇株式会社 Lot: 12345 (H〇〇.10.4 到着) ※2	
H〇〇.10.6	医療 次郎		28	72		
H〇〇.10.9	薬対 緑	(7)		72	家族から返納 ※3 H〇〇.10.9 廃棄 立会者署名 H〇〇.10.13 調剤済麻薬廃棄届提出	
H〇〇.10.11			1	71	所在不明 ※4 H〇〇.10.12 麻薬事故届提出	
H〇〇.11.7					H〇〇.11.7麻薬廃棄届提出 ※5 期限切れのため(71錠)	
H〇〇.11.9	●●株式会社	100		171	購入 Lot: 54321	
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ◆1 平成〇〇年11月25日 上記 71錠 廃棄完了 奈良県薬務課(立会者 〇〇〇〇) </div> 残100錠	
H〇〇.12.5	奈良 三郎		20	80		

- ※1 麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場合に限り、麻薬処方箋の写し及び麻薬譲渡確認書を相手方の薬局に交付した後、若しくはこれらと引き換えに麻薬を譲り受けてください。このときに、麻薬譲渡確認書を交付してもらい、2年間保存すること。
- ※2 受入年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。なお、麻薬譲渡証を麻薬の到着年月日が異なる時も、麻薬譲渡証の日付を受入年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載してください。また、購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。
- ※3 患者から返納された麻薬数量を受入欄に記入する際は、購入した数量と区別するため、() 書きとして、残高に加えないでください。
- ※4 麻薬の所在不明等による事故が生じたときは、速やかに奈良県薬務課に連絡し、麻薬事故届の届出を行ってください。(◇第7の事故届の項参照)
- ※5 麻薬廃棄届を提出した際に記載してください。(麻薬廃棄届を提出しても残高は減らさず、薬務課職員立会いの下、実際に廃棄を行った後に残高から減らします。また、廃棄の際は、上記の通り薬務課職員が◆1のスタンプを押印できるように配慮願います。)

第6 廃棄

1 陳旧、不必要麻薬等の廃棄（法第29条）

古くなったり、変質、破損、調剤ミス等により使用できなくなった麻薬、又は業務廃止、開設者死亡等により使用及び所有することができなくなった麻薬を廃棄しようとするときは、あらかじめ「麻薬廃棄届」（第11号様式）により、次の必要事項を記載し、奈良県知事に提出してください。廃棄については、麻薬廃棄届提出後に日時を調整し、奈良県薬務課職員（麻薬取締職員等）の立会いの下で廃棄することになります。

*薬務課で廃棄する場合は、日程調整を行いますので薬務課にご連絡ください。（0742-27-8664）

*麻薬帳簿への記録も必要です。

- ① 麻薬小売業者の免許証番号・免許年月日・免許の種類・免許取得者の氏名
 - ② 麻薬業務所の所在地・名称
 - ③ 麻薬の品名・数量（該当麻薬が複数ある場合も1つの麻薬廃棄届に記載してください。）
 - ④ 廃棄の理由
 - ⑤ 届出年月日
 - ⑥ 届出者住所・氏名
- *廃棄の年月日、廃棄の場所及び廃棄の方法については、空欄のうえ提出してください。

2 麻薬処方箋により調剤された麻薬の廃棄（法第35条第2項）

患者の死亡その他の理由により譲り受けた（返却）麻薬を廃棄するときは、麻薬帳簿にその旨記載し、薬剤師である麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、若しくは管理薬剤師が他の薬剤師又は職員立会いの下で廃棄してください。

廃棄の方法は、放流、焼却等麻薬の回収が困難な方法によって行ってください。

麻薬の廃棄完了後は、30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」（第19号様式）により、奈良県知事に提出してください。なお、30日以内であれば、その間に複数の廃棄をまとめて1つの届出書で提出しても差し支えありません。

*廃棄した麻薬について、届出書に記載せず、別紙（一覧表）を添付する場合は、別紙と届出書を届出者印で割印してください。

第7 事故届（法第35条）

麻薬小売業者が所有している麻薬が、滅失、盗取、破損、所在不明その他の事故が生じた場合は、速やかにその麻薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項について、「麻薬事故届」（第18号様式）により奈良県知事に届け出なければなりません。

<届出の必要な場合>

- ① 盗難にあった場合
- ② 紛失等所在が判らなくなった場合（調剤中に紛失した場合等）
- ③ 調剤中等に不注意により破損した場合
- ④ 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けた後、破損に気付いた場合
- ⑤ 調剤過誤により交付した麻薬を、患者が既に服用していた場合
- ⑥ その他

*事故発生の状況はできるかぎり詳細に記載してください。

*麻薬が盗難にあった場合は、速やかに警察署に届け出てください。

*麻薬事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の備考欄にその旨記載し、麻薬事故届の写しを保管してください。

*所在不明等その事故の内容によっては、現場確認及び別途報告書等を求める場合があります。

*麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡・譲受において、麻薬の交付時まで破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。

第8 年間報告（法第47条）

麻薬小売業者は、次の事項について毎年11月30日迄に、「麻薬年間報告書」（参考様式第4号）により、奈良県知事に届け出なければなりません。

- ① 前年の10月1日に、麻薬小売業者（薬局開設者）が所有していた全ての麻薬の品目及び数量
- ② 前年の10月1日から報告年の9月30日までの間に、麻薬小売業者が譲り受け、譲り渡した麻薬の品名及び数量
- ③ 報告年の9月30日に麻薬小売業者が所有していた麻薬の品名及び数量

- *麻薬帳簿と9月30日現在の麻薬所有数量を必ず照合してください。
- *同じ品名の麻薬でも剤型や含有量（規格）が異なれば別品目として記載してください。
- *自家予製剤で倍散、倍液は、原末に換算することなく、それぞれ別品目としてください。
- *単位欄には、A（注射剤）、T（錠剤）、枚（貼付剤）、g（粉末）、個（坐剤）、mL（液剤）、包（内容液剤）の別を記載してください。
- *麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量を備考欄に記載してください。ただし、調剤済麻薬廃棄届により廃棄した麻薬は記載する必要はありません。
- *期初在庫は、前年の期末在庫と一致しなければなりません。控えを保存し、確認して提出してください。
- *受入欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量と麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り受けた麻薬の数量の合計を記載してください。また、麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り受けた麻薬の数量を払出数量に含め、（ ）書きで併記してください。
- *払出欄には、麻薬処方箋を所持した者に譲り渡した麻薬の数量と麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り渡した麻薬の数量の合計を記載してください。また、麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り渡した麻薬の数量を受入数量に含め、（ ）書きで併記してください。
- *届出期間中に麻薬を所有しなかった場合であっても、「該当無し」若しくは「在庫無し」と記載し、その旨を報告してください。所有する麻薬で、1年間使用しなかった麻薬についても報告してください。
- *麻薬以外の医薬品が、期間中に新たに麻薬に指定された場合は、その施行日に所有していた数量を期初在庫として記載してください。
- *「麻薬年間報告書」に誤りを発見した場合は、訂正する必要がありますので、早急に薬務課にお問い合わせください。

第9 携帯輸出入（法第13条、第17条）

疾病治療ために医師から医療用麻薬を処方されて服用中の方が、旅行等で海外へ麻薬を持っていく場合又は海外から日本へ麻薬を持ち込む場合には、事前に地方厚生局長の麻薬携帯輸出入（輸入）許可が必要です。近畿厚生局麻薬取締部で許可申請手続きを行ってください。

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬等の携帯輸出入若しくは当該国からの携帯輸出入の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご注意ください。

第10 お問い合わせ先

麻薬の取扱いについては、麻薬及び向精神薬取締法等で細かく規定されていますので、不明な点がありましたら、下記へ問い合わせてください。

- <担当係> 奈良県医療政策部薬務課 薬物監視係
- <住所> 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
- <TEL> 0742-27-8664
- <FAX> 0742-27-3029

II、向精神薬関係

第1 向精神薬小売業者の免許（法第50条、第50条の26）

薬局開設者は、奈良県知事に別段の申出をしない限り、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされます。

したがって、通常、薬局開設者が向精神薬小売業者の免許を申請する必要はありません。

第2 譲受け・譲渡し

1 譲受け（法第50条の16、麻薬及び向精神薬取締法施行規則（以下「施行規則」という。）第36条）

向精神薬は、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者（別段の申出をしない薬局開設者及び医薬品の卸売販売業の許可を受けた者を含む。）から譲り受けることができます。

その他、次の場合も譲り受けることができます。

- ① 患者に交付された向精神薬の返却を譲り受ける場合
- ② 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬使用業者に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ③ 災害時に使用するために備蓄する目的で地方公共団体の長に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ④ 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合

2 譲渡し（法第50条の16、第50条の17、施行規則第36条）

向精神薬は、次の場合以外には譲り渡すことができません。

- ① 向精神薬処方箋を所持する者に向精神薬を交付（譲渡）する場合（向精神薬小売業者として行う場合に限る。）
- ② 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者又は向精神薬輸出業者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ③ 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合
- ④ 災害時に使用するために備蓄される向精神薬を地方公共団体の長に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ⑤ 薬局を廃止した場合等、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許が失効した場合に、その所有する向精神薬を50日以内に向精神薬取扱者に譲り渡す場合

第3 不備又は不審な処方箋の取扱い（薬剤師法第24条）

処方箋に疑義がある場合、交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ調剤できません。向精神薬を不正に入手（詐取）する目的で、不審な処方箋（例えばカラーコピー、パソコン等により偽造されたもの、印影が不自然なもの）が薬局に持ち込まれることがありますので、書式等が不自然な処方箋や遠隔地の医療機関の医師から発行された処方箋には注意が必要です。

偽造処方箋等、不審な処方箋を発見した場合は、周辺の薬局で同様の事案が発生する恐れがあるため、すみやかに薬務課、奈良県薬剤師会等に連絡してください。

第4 保管（法第50条の21、施行規則第40条）

向精神薬小売業者は、向精神薬をその薬局内の人目につかない場所で保管し、その所有する向精神薬について盗難の恐れのないように、薬局に鍵をかける等必要な措置を講じなければなりません。薬局（調剤室）内の保管する場所は、薬局の従事者が常時出入りする等、注意している場合以外は、鍵をかけなければなりません。

ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬注射剤については、特に乱用・盗難のおそれが高いため保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

***保管の具体例**

- ① 調剤室や薬品倉庫に保管する場合で、夜間、休日で保管場所を注意する者がいない場合は、その出入口に鍵ををかけること。日中、薬局の従事者が必要な注意をしている場合以外は、出入口に鍵をかけること。
- ② ロッカーや引き出しに入れて保管する場合も、夜間、休日で必要な注意をする者がいない場合には、同様に、ロッカーや引き出しあるいはその部屋の出入口のいずれかに鍵をかけること。

第5 廃棄（法第50条の21）

向精神薬の廃棄について、許可や届出の必要はありませんが、第1種及び第2種向精神薬を廃棄したときは、廃棄した向精神薬の品名、数量、廃棄年月日を記録し、2年間保存しなければなりません。「第7 記録」の項を参照してください。向精神薬を廃棄するときは、焼却、放流等回収することが困難な方法により行ってください。

第6 事故（法第50条の22、施行規則第41条）

薬局で所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは速やかにその向精神薬の品名、数量その他の事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」（第35号様式）により奈良県知事に届け出てください。

*下記以下の量であっても、盗取・詐取等の場合には、奈良県知事に届け出ると共に警察署にも届け出てください。

剤 型	数 量
末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

第7 記録（法第50条の23）

第1種及び第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し又は廃棄したときは、次の事項を記録し、この記録を最終記載の日から2年間保存しなければなりません。

- ① 向精神薬の品名（販売名）・数量
- ② 譲り受け、譲り渡し、又は廃棄した年月日
- ③ 譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地

*患者への向精神薬の交付、患者に交付された向精神薬の返却又は返却を受けた向精神薬の廃棄については、記録の必要はありません。（施行規則第42条）

*向精神薬が記載された伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。

*第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、定期的に在庫確認を行い、譲受けについて記録又は伝票を整理して管理することが望ましいです。

第8 その他注意事項

製造、製剤、輸出、輸入（法第50条の8、第50条の11、第50条の15）

- ① 調剤（予製を含む。）する場合及び試験検査のために製剤する場合のほか、向精神薬を製造し又は製剤することはできません。

② 向精神薬を輸出又は輸入することはできません。

② 患者は、自己の疾病の治療目的で1ヶ月分以内の量の向精神薬を携帯して出国又は入国することができます。なお、処方箋の写し又は携帯する向精神薬の品名・数量について医師が証明する書面があれば、1ヶ月分以上の量を携帯して出入国することができます。

この場合、出国先によっては、その国の法律により輸入が禁止されている向精神薬もありますので、事前に出国先の大使館等に確認してください。

*向精神薬に指定されていない習慣性医薬品についても、向精神薬と同様に管理することが望ましいです。

Ⅲ、覚せい剤原料関係

第1 医薬品である覚せい剤原料

医薬品である覚せい剤原料とは、覚せい剤取締法（以下「法」という。）第2条第5項に規定する覚せい剤原料を含有するもので、かつ、医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品に該当するものです。

平成28年7月現在、医薬品医療機器等法第14条第1項に基づき医薬品の製造承認されているものには、次のものがあります。

規定条項	規定名	別名	濃度規制	商品名
覚せい剤取締法 別表第1号	1-フェニル-2-メチル アミノプロパノール-1	エフェドリン プロプレトリン	10%以下 を除く	塩酸エフェドリン末
覚せい剤取締法 別表第3号	1-フェニル-2-ジメチル アミノプロパノール-1	メチル エフェドリン	10%以下 を除く	塩酸メチルエフェドリン末 メチルエフェドリンサッカレート末
覚せい剤原料を 指定する政令 第1号	N・α-ジメチル-N-2- プロピルフェチル アミン	セレギリン テプレニル		塩酸セレギリン錠 (2.5mg) エフピーOD錠

※覚せい剤原料を指定する政令第2号に指定の覚せい剤原料である「エトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパノール-1-オール（ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン）」を含有する医薬品が販売されていますが、いずれも含有量が50%以下であるため、覚せい剤原料から除外されています。

第2 譲受け・譲渡し

1 譲受け（法第30条の9第2号）

薬局開設者は、指定を受けた覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者、覚せい剤研究者（以下「覚せい剤取扱者等」という。）から、その業務のため、医薬品である覚せい剤原料を譲り受けることができます。

また、業務廃止等に伴い、覚せい剤原料を譲り受けることもできます。

たとえ同一開設者の薬局間であっても、「覚せい剤原料取扱者等」の指定を受けなければ、覚せい剤原料の譲渡・譲受を行うことはできません。薬剤師であっても、薬局開設者でなければ覚せい剤原料を譲り受けることはできません。

2 譲渡し（法第30条の9第3号）

覚せい剤原料は、次の場合以外に譲り渡すことができません。

- ① 処方箋により調剤した医薬品である覚せい剤原料を、その処方箋を所持する者に譲り渡す場合。
- ② 業務廃止等に伴い、譲り渡す場合。（◇第9 業務廃止等の項参照）

*覚せい剤原料取扱者等から譲り受けた医薬品である覚せい剤原料が不良であったり、不用となった場合に、返品、交換をしたり、他の者に譲り渡すこと等はできません。「覚せい剤原料廃棄届」（第11号様式の2）を提出し、奈良県薬務課職員立会の下で廃棄を行うこととなります。（◇第7 廃棄届の項参照）

*同一法人の薬局間であっても、譲渡・譲受は出来ません。

*譲受人は、譲渡人が覚せい剤原料等取扱者等の指定を受けている者であることを確認してください。

*業務廃止等の際、覚せい剤原料を譲渡するにあたっては、相手方が覚せい剤原料の取り扱いができる者であることを必ず確認してください。法人化や店舗の建て替え等の場合も業務廃止等に該当します。

3 譲渡証・譲受証（法第30条の10）

覚せい剤原料を譲り渡し又は譲り受ける場合には、譲渡人は「覚せい剤原料譲渡証」（第10号様式の2）（以下「譲渡証」という。）に、譲受人は「覚せい剤原料譲受証」（第10号様式の3）（以下「譲受証」という。）にそれぞれ必要な事項を記載し、かつ押印して相手方に交付してください。

なお、覚せい剤原料の譲渡にあたっては、譲渡人は譲受人から譲受証の交付を受けた後、又はこれと引き換えに譲渡証を添えて覚せい剤原料を交付してください。

*処方箋により調剤した医薬品である覚せい剤原料を当該処方箋を所持する者に譲り渡す場合は、譲渡人に対する譲渡証の交付、譲受人からの譲受証の交付を受ける必要はありません。

- * 譲渡証・譲受証の交付を受けた者は、譲受け又は譲渡の日から2年間、これを保存しなければなりません。
- * 業務廃止等に伴い、医薬品である覚せい剤原料を譲渡・譲受する場合（◇第9 業務廃止等の項参照）であっても、当該譲渡証・譲受証の交付は必要です。
- * 譲受人が医薬品である覚せい剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名、数量等記載事項と現品と照合し確認してください。
- * 譲渡証・譲受証の作成は、取扱責任者を選任して行ってください。
- * 譲渡証・譲受証用紙に印のみ押して相手方に先渡しする等のいわゆる白紙委任行為は絶対に行ってはいけません。
- * 譲渡証・譲受証の交付及び保存は、該当業務所で行わなければなりません。

譲渡証・譲受証の記載要領

	譲渡証	譲受証
譲渡・譲受年月日欄	出庫年月日	注文年月日
住所・氏名欄	当該指定に係る業務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、押印。 業務廃止等に伴い譲渡する場合は開設者の氏名を記載し押印。	薬局の施設の所在地、名称及び開設者の氏名を記載し、押印。
指定の種類及び番号欄	指定証に記載された資格の種類。 譲渡人の当該指定証の番号。 業務廃止等に伴い、譲渡する場合には、薬局と記載	
品名欄	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬局方薬品にあつては、日本薬局方に定められた名称 ・その他にあつては一般的名称又は商品名 	
使用の目的及び備考欄	業務廃止等に伴い譲渡する場合は、備考欄に「業務廃止のため」等、譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載。	譲り受ける覚せい剤原料の使用目的等を具体的に記載。 (例) 調剤のため

- ※1 法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記載し、押印してください。
麻薬専用印と併用しても差し支えありませんが、「麻薬」と文字が入った印は使用できません。
- ※2 業務廃止等に伴い譲渡する場合には、譲渡証の「指定の種類」欄には、薬局と記載し、「備考」欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載すること。

第3 使用（法第30条の11）

次の者は、その業務のため医薬品である覚せい剤原料を使用することができます。

- ① 薬局において調剤に従事する薬剤師
- ② 医師、歯科医師又は獣医師の処方箋の交付を受けた者が、当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者から譲り受けた者

- * 薬局で、学術研究の目的で覚せい剤原料（医薬品であるか否かを問わない。）を使用する場合、覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者の指定を受ける必要があります。
- * 薬局の資格で購入した医薬品である覚せい剤原料を、学術研究の目的で使用することはできません。

第4 保管

1 保管の管理者と保管場所（法第30条の12）

医薬品である覚せい剤原料については、薬局開設者が薬局において、それぞれ保管しなければなりません。

2 保管設備

医薬品である覚せい剤原料の保管は、鍵のかけた場所において行われなければなりません。鍵のかけた場所とは、施錠設備のある薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことです。なお、ロッカー・金庫等を保管設備として利用する場合は、次の事項にご留意ください。

- ① 保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な鍵がついていること。
- ② 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては、床にボルト等で固定すること。
- ③ 保管庫は、できるだけ人目に付かない場所であって、施錠設備のある室内に設置すること。

*保管庫は、覚せい剤原料専用とすることが望ましいです。ただし、専用保管庫でない場合は、他のものと区別して保管して、医薬品である覚せい剤原料と他のものとを間違えるなどの事故には十分気をつけてください。

*麻薬保管庫に保管することはできません。

第5 管理

医薬品である覚せい剤原料の取り扱いの管理体制を明確にし、盗難等の事故防止を図るため、薬局で取扱責任者を定めてください。

取扱責任者には、当該薬局における医薬品である覚せい剤原料の受入れ、保管、払出し等の実務に携わる者のうち、その全般について把握出来る立場にある者を当ててください。（原則として管理薬剤師）

取扱責任者は、医薬品である覚せい剤原料に関して次に掲げる実務を責任をもって行ってください。

- ① 覚せい剤原料の受入れ（覚せい剤取扱者等からの購入（譲受け））
- ② 覚せい剤原料の払出し（◇第2譲受け・譲渡しの項の2の①②以外の払出し）
- ③ 覚せい剤原料の保管（保管場所での保管、定期的な保管状況のチェック）
- ④ 覚せい剤原料保管設備の鍵の管理
- ⑤ 覚せい剤原料に関する譲渡証・譲受証、帳簿の作成及びその保管
- ⑥ 覚せい剤原料の廃棄や事故に関する届出等

第6 記録

医薬品である覚せい剤原料の移動、所在を明確にすると共に、事故等の発生を未然に防止し、管理の徹底を図るため、薬局に帳簿を備え、次の事項を記載することが望ましいです。

- ① 譲り渡し、譲り受けた医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日。
譲渡し年月日は、譲渡証に記載された年月日を記入し、譲渡証の年月日とその実際の受入れ年月日が異なる場合には、備考欄に当該覚せい剤原料を受け取った年月日を記入してください。
- ② 事故の届出をした医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日。
年月日は、事故が発生した年月日又は事故を発見した年月日を記載し、数量は、払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引いてください。また、事故届の年月日を備考欄に記載してください。
なお、事故の届出をした覚せい剤原料を発見した場合、発見年月日、受入れ欄に発見した数量をそれぞれ記入したうえ、その数量を残高に加え、備考欄に事故の届出年月日を記入してください。
- ③ 薬務課職員立会いの下で廃棄した医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日
数量は払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引いてください。
なお、備考欄に廃棄の届出年月日を記入してください。
- ④ 譲渡（払出し）又は譲受（受入れ）した場合は、備考欄に相手方の氏名又は名称。

*品名及び容器の容量ごとに口座を別にして記載してください。

*当該帳簿は最終記載の日から2年間保存するようにしてください。

第7 廃棄届（法第30条の13）

薬局開設者は、所有する医薬品である覚せい剤原料を廃棄しようとするときは、あらかじめ「覚せい剤原料廃棄届出書」（第11号様式の2）により、次の必要事項を記載し、奈良県知事に提出してください。

廃棄については、覚せい剤原料廃棄届出提出後に日時を調整し、奈良県薬務課職員（覚せい剤監視員）の立会いの下で廃棄することになります。

*薬務課で廃棄する場合は、日程調整を行いますので薬務課にご連絡ください。（0742-27-8664）

- ① 届出年月日、届出者住所、氏名
 - ② 廃棄しようとする覚せい剤原料の品目・数量
 - ③ 廃棄の事由
 - ④ 参考事項欄へ業務所の住所、名称
- *廃棄の日時、廃棄の場所については、空欄のうえ提出してください。

※1 調剤中に発生した残り（例：1錠を半分に割が残った半錠）についても、薬局の開設者が覚せい剤原料廃棄届出書を提出し、薬務課職員（覚せい剤監視員）の立会いの下で廃棄しなければなりません。

※2 患者やその家族等が、不用になった医薬品である覚せい剤原料を持参した場合には、譲り受けることは出来ませんので、持参した者自らが廃棄するよう指導してください。その際に、患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは差し支えありません。

第8 事故届（法第30条の14）

薬局の開設者は、所有する医薬品である覚せい剤原料に喪失、盗難、所在不明の事故が生じたときは、速やかに品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項について、「覚せい剤原料事故届出書」（参考様式第7号）により奈良県知事に届け出なければなりません。

なお、盗難の場合には、所轄の警察署へも届け出てください。

*事故発生の状況はできるかぎり詳細に記載してください。

第9 業務廃止等

1 所有数量報告（法第30条の15第1項）

薬局開設者がその薬局を廃止したとき、その許可の有効期間が満了してその更新を受けなかったとき、又は医薬品医療機器等法第75条第1項（許可の取消等）の規定によりその許可が取り消されたとき、その事由が生じた日から15日以内に、「業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書」（参考様式第8号）により、当該事由が生じた際にその者が所有し、又は所持していた「医薬品である覚せい剤原料」の品名及び数量を奈良県知事に届け出なければなりません。

なお、現に覚せい剤原料がない場合にあっても、不法所持に至らしめないために覚せい剤原料を所持していないことを確認する必要がありますので、その旨を届け出なければなりません。

2 譲渡報告（法第30条の15第2項）

所有数量報告しなければならない者は、所有し又は所持していた医薬品である覚せい剤原料を、業務廃止等の事由が生じた日から30日以内に覚せい剤原料取扱者、病院又は診療所の開設者、薬局開設者等に譲り渡すことができます。

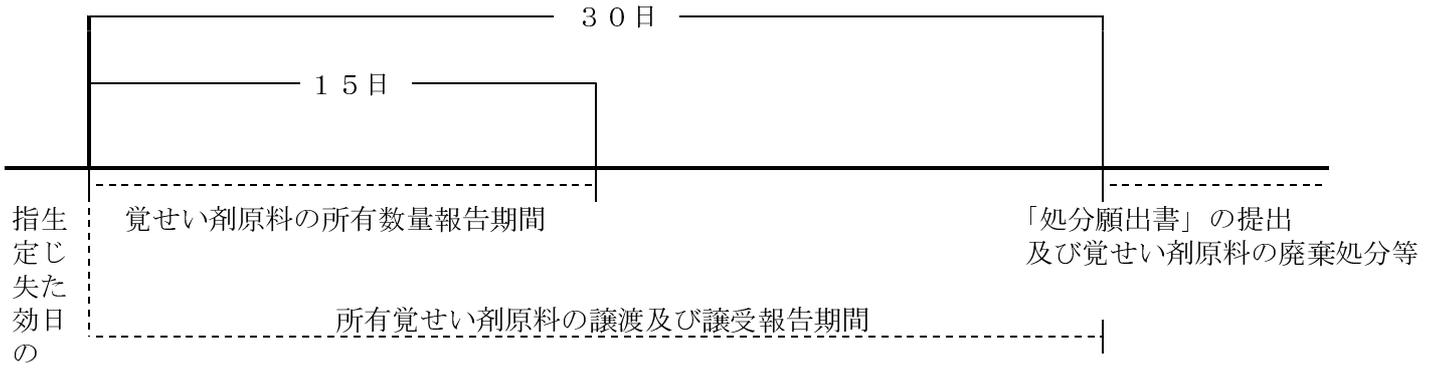
なお、譲り渡した場合は、「業務廃止等に伴う覚せい剤原料譲渡報告書」（参考様式第9号）により奈良県知事に届け出なければなりません。

また、譲り渡す際、相手方の資格をあらかじめ確認し、この譲受・譲渡についても譲渡証及び譲受証の交換を行う必要があります。（◇第2 譲受け・譲渡しの項参照）

3 廃棄処分（法第30条の15第3項）

業務廃止等の事由が生じ、30日以内に所有し又は所持していた医薬品である覚せい剤原料を譲り渡すことができなかった場合には、その者は「業務廃止等に伴う覚せい剤原料処分願出書」（参考様式第10号）により奈良県知事に願い出て、速やかに奈良県薬務課職員（覚せい剤監視員）の立会いを求め、その指示を受けて医薬品である覚せい剤原料について廃棄その他の処分をしなければなりません。

<例示>



麻薬・向精神薬・覚せい剤原料取扱比較表

	麻 薬	向 精 神 薬	覚せい剤原料
1 譲受け	<ul style="list-style-type: none"> ・県内麻薬卸売業者 ・麻薬小売業者間譲渡許可を受けた同一グループ内の薬局 ・患者の飲み残し（廃棄し、調剤済麻薬廃棄届を30日以内に提出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・向精神薬営業者、患者の飲み残し ・同一開設者の施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・覚せい剤原料取扱者 ・患者の飲み残しは不可（患者が自ら廃棄することを補助してもよい）
2 保管	専用の堅固でかぎのかかる保管庫（覚せい剤は可）	施設内の鍵のかかる設備 覚せい剤原料と同一保管庫は可（あらかじめ区画していること）	施設内の鍵のかかる設備 向精神薬と同一保管庫は可（あらかじめ区画していること）
3 譲渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・患者 ・麻薬小売業者間譲渡許可を受けた同一グループ内の薬局 ※同一開設者の施設不可 ※卸に返品不可	<ul style="list-style-type: none"> ・患者 ・同一開設者の施設可 ・卸に返品可 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者 ※同一開設者の施設不可 ※卸に返品不可
4 帳簿	必要	1種2種必要 （卸からの伝票をファイル可）	作成することが望ましい
5 事故届	必要 全て	数量の規定あり 盗難時は全て	全て必要
6 廃棄	廃棄届 調剤済廃棄届 施用に伴う消耗	1種2種は記録が必要	患者からの返却分は、持参した者が廃棄（廃棄の補助は可）
7 再利用	可	可	不可 （業務廃止の際に譲渡する場合は、譲受譲渡書の交換必要）